

関東森林管理局発注者綱紀保持委員会
令和6年度（第2回）議事概要

1 開催日時等

（1）日 時 令和7年3月18日（火）11:00～12:00

（2）場 所 関東森林管理局 2階 小会議室

（3）出席者 委員長 関東森林管理局長
幹 事 総務企画部長、総務課長、経理課長
委 員 監査官、専門官（契約適正化）、総務課課長補佐、
経理課課長補佐
外部委員 淵上勇次郎（高崎商科大学名誉教授）

2 報告事項

（1）令和6年度発注者綱紀保持巡回点検抜き打ち監査報告

前々回の巡回点検及び、本年度実施した点検において同一事業、同一項目に指摘があった署において抜き打ち監査を行った。

内容は、令和5年度に竣工した全工事について、「立会者は入札事務に関係しない者となっているか」を入札執行調書により確認したところ、治山工事4件、林道工事3件の計7件はいずれも、立会者は入札事務に関係しない者となっていることを確認した。

（2）不祥事案を受けて新たに導入された仕組みの実施状況報告

不祥事案を受けて新たに導入された仕組みのうち、「検査職員は、実地検査後、速やかに検査実施状況が分かるデジタル画像等を署長等へメール送付」の実施率が58%と低位であったことから、全署等を対象に令和7年2月末時点で検査が終了している令和6年度実施工事について、同項目の実施状況を確認したところ、調査対象工事件数108件、実施件数106件、実施率98%であり、概ね定着している状況にあるが、署長等へメール送付の失念が2件あった。

（3）令和6年度発注者綱紀保持に係る取組結果について

- ・発注者綱紀保持の徹底について
- ・定着状況の把握・点検について
- ・監督・検査業務の適正な実施について
- ・発注者綱紀保持委員会について

(4) 発注者綱紀保持に係るアンケート結果について

各アンケート結果については、全局集計と比較し特異な差は見られなかった。

問9 不当な働きかけを受けた場合の対応において「第三者等から不当な働きかけがあった場合の対応方法を知っているか」について3.1%の職員が知らないと回答、問10 発注事務に関する不正行為に接した場合の報告義務において「不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、当該内容を報告しなければならないことを知っているか」について1.8%の職員が知らないと回答した結果となっている。

3 審議概要

令和7年度発注者綱紀保持推進計画について

(1) 巡回点検等において同様の指摘を繰り返さないために

巡回点検チェックリストに「自署等において、前回巡回点検で受けた指摘事項が改善されているか」、「各担当者が人事異動をする際に後任者へ指摘事項が引き継がれているか」、「前年度に他署等が受けた指摘事項が共有され、同様の指摘を受けないよう確認しながら業務を進めているか」の点検項目を追加し、巡回点検重点項目とする。

(2) 不祥事案を受けて新たに導入された仕組みを定着させるために

不祥事案を受けて新たに導入された仕組みのうち、「検査職員は、実地検査後、速やかに検査実施状況が分かるデジタル画像等を署長等へメール送付」の実施率が58%と低位であったことから、人事異動者が多い4月及び、検査が本格化する前の12月に注意喚起を行うとともに、同項目を巡回点検重点項目とする。

(3) 発注者綱紀保持に係るアンケート結果を踏まえた対応

発注者綱紀保持に係るアンケートの分析結果から、「第三者等から不当な働きかけがあった場合の対応方法を知っているか」等について、一定数の職員が対応方法を知らないと回答していることから、第三者から不当な働きかけを受けた場合の対応等について、巡回点検重点項目とする。

また、同項目について、研修やロールプレイング演習を通じて繰り返し周知や指導を行うこととする。

(4) 監督・検査業務の職場内研修について

令和7年度においても引き続き、新たに監督・検査業務に従事することになった職員にあっては、林野庁作成の監督・検査業務研修資料の視聴を徹底し、現地実習を伴う6月の監督実務研修を受講させることとする。

(5) 事業者との関わり方について

令和6年度に作成した発注者綱紀・コンプライアンス事例集を活用し、事業者との適切な関係の維持と円滑な事業実行を推進する。

また、随時フォローアップを行い、職員周知を図る。

4 その他

第三者からの不当な働きかけについて

農林水産省発注者綱紀保持規程第11条の規定に基づき、発注職員は、不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長に報告することとされているが、令和6年度においては、職員に対する「不当な働きかけ」があったとする報告はなかった。